

令和4年度第1回狭山市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和4年8月8日（月）
午後1時30分から午後2時30分まで

開催場所 中央公民館 第1ホール

出席者 村田委員、福田委員、高木委員、黒米委員、関屋委員、釣委員、
奥野委員、後藤委員、八瀬邊委員、篠崎委員、高橋委員

欠席者 吉田委員、菊地委員、加藤委員、遠藤委員、田村委員、松村委員
長谷川委員

事務局 栗原健康推進部長、五十嵐健康推進部次長、岩田保険年金課長
鈴木主幹、山口主査、菱沼主事

傍聴者 0名

議 事

会 長 会議録の署名委員については、1号委員の村田委員と3号委員
の後藤委員にお願いしたいと思います。

会 長 （1）令和3年度狭山市国民健康保険特別会計決算状況について、事務局の方から説明をお願いします。

————— 会議資料に基づき説明を行う。 —————

会 長 ただ今の説明について、ご質疑等がありますか。

委 員 国民健康保険特別会計の歳入について予算額より収入済額が
大きいこと及び歳出の保険給付費について予算額より支出済額
が小さいが、こういった基準で予算建てをしているのか説明をい
ただきたい。

事務局 歳入につきましては、被保険者数の減少や不納欠損等を見据え
ながら、厳しく見積もっております。また、歳出の保険給付費に

つきましては、予算が足らなくなることを防ぐために見積もっております。

委員 保健事業について、例年より特定健診の受診率が下がっているように感じているが、そのあたりはいかがか。

事務局 新型コロナウイルスの影響によって、特定健診受診率が下がっていましたが、令和2年度から令和3年度にかけて受診率が上がってきております。

委員 歳入の不納欠損とはなにか。

事務局 不納欠損は、滞納処分をすることができる財産がない等により時効により保険税の徴収ができなくなり調定をおとすものです。

委員 不納欠損となっている分については、保険税が免除とされているということか。

事務局 免除ではなく保険税の徴収ができなくなるものです。そうならないために、保険税が未納の方につきましては、収税課にて分納等のご相談を案内しておりますが、収税課にて相談されない場合につきましては、保険証の有効期限が通常より短い短期被保険者証や提示しても医療費が10割負担となってしまう資格証明書を送付し、収税課に相談しなければいけない仕組みをとり、収納率を上げるよう行っております。

会長 他にご質疑がないようなので、終了とさせていただきます。

会長 次に、2)令和4年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案について、事務局の方から説明をお願いします。

————— 会議資料に基づき説明を行う。 —————

会 長 　ただ今の説明について、ご質疑等がありますか。

————— 質疑なし —————

会 長 　ご質疑がないようなので、終了とさせていただきます。

会 長 　次に、（３）狭山市国民健康保険税の賦課限度額の改定について、事務局の方から説明をお願いします。

————— 会議資料に基づき説明を行う。 —————

会 長 　ただ今の説明について、ご質疑等がありますか。

委 員 　今後も法定限度額が上がると、狭山市は賦課限度額を引き上げていくのか。

事務局 　法定限度額が引き上がった際には、他市と足並みを揃えながら賦課限度額の引き上げをさせていただく予定でございます。

委 員 　他市と足並み揃えながら賦課限度額を引き上げていくのは分かるが、賦課限度額を引き上げなくてもいいように、保険税の収納率を上げていく必要があるのではないか。

事務局 　委員のおっしゃるように、保険税の収納率を上げていくためにも、収税課と連携しながら努力してまいります。

会 長 　他にご質問ございませんか。無いようですので、（３）狭山市国民健康保険税の賦課限度額の改定については、了承とします。

会 長 　続きまして、（４）その他について、何か事務局よりありましたらお願いします。

————— 令和４年度国民健康保険税率改定及び賦課限度額改定に

関する市民からの問い合わせ件数について説明を行う ―――

会 長 それでは、これまでの中でご質疑等がありますか。

委 員 令和3年度の不納欠損数はどのぐらいか。また、支払いが困難な方の健康保険の身分はどうなってしまうのか

事務局 令和3年度の不納欠損数は3,080件です。

収税課が不納欠損とするかどうかの流れにつきまして、まず納期限までに納付がない方には翌月に督促状を発送しております。さらに納付がない方につきましては、催告書を送付しております。未納者が保険年金課窓口に来た際には、収税課に納税相談をするよう促しております。収税課は収税に関する法律に則り、対象者の財産状況等を鑑みて、保険税の分納や差し押さえといった対応を行いますが、状況によって不納欠損とする場合があります。

保険年金課としては、前年の1年間未納で収税課で納税相談されていない方には納税相談を勧奨する通知を送付しております。それでも応答のない方につきましては、有効期限が4か月単位の短期被保険者証をお出ししております。さらに、それでも応答のない方につきましては、資格証明書をお出しして、医療費10割負担をしてもらうこととなります。ただ、本来国民皆保険として医療保険とは保障されるべきものなので、こういったことにならないように努力しております。

会 長 他に無いようでしたら、以上で議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。
では、事務局へお返しします。

事務局 どうもありがとうございました。本日の議事につきましては、終了いたします。閉会のご挨拶を副会長にお願いします。

副会長 《挨拶》